

広島市三滝少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンター 指定管理者候補者の公募要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市三滝少年自然の家 広島市西区三滝本町一丁目73番地の20
広島市グリーンスポーツセンター 広島市西区三滝本町一丁目68番地の6
- (2) 設置目的
ア 三滝少年自然の家
自然環境の中での集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的とする。
イ グリーンスポーツセンター
恵まれた自然環境の中での野外活動を通じて心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的とする。
- (3) 事業内容
ア 三滝少年自然の家
(ア) 集団宿泊訓練に関すること。
(イ) 野外観察、自然探究その他自然に親しませる学習活動に関すること。
(ウ) 体育、レクリエーション及び野外活動に関すること。
(エ) 少年の育成にあたる指導者の研修に関すること。
イ グリーンスポーツセンター
(ア) 体力づくり、レクリエーション及び野外活動に関すること。
(イ) 野外活動の指導者の研修に関すること。
(ウ) 野外宿泊訓練に関すること。
(エ) 野外活動のための施設及び設備の利用に関すること。
- (4) 現在の指定管理者
公益財団法人広島市文化財団

2 募集の概要

- (1) 募集期間
令和3年7月15日～令和3年9月30日
- (2) 指定期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 管理の基準
ア 休所日
(ア) 月曜日
(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日
(ウ) 8月6日
(エ) 12月29日から翌年1月3日まで
イ 開所時間
(ア) 日帰り利用 午前9時から午後4時30分まで
(イ) 宿泊利用 入室 午後3時 退室 午後2時
ウ 特記事項
申請者から休所日や開所時間の変更について提案を受ける。
- (4) 業務の内容等
ア 三滝少年自然の家及びグリーンスポーツセンターの事業の実施に関すること。
イ 三滝少年自然の家及びグリーンスポーツセンターの使用の許可に関すること。（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）
ウ 三滝少年自然の家及びグリーンスポーツセンターの建物及び設備の維持管理に関すること。
エ その他市長又は教育委員会が定める業務
オ 特記事項
(ア) 使用料の収納事務を委託する。
(イ) 申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
(ウ) 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
(エ) 管理者変更に伴う引継業務等
 - a 引継期間 令和4年1月中旬～令和4年3月31日
 - b 引継業務 業務内容、使用許可等
 - c 指定管理者に指定された団体の引継に係る人件費等の経費は、当該指定管理者に指定された団体の負担とする。
 - d 指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等の引継を行う。

(5) 配置人員

ア 11人を標準とする。

イ 専門職員の配置

配置人員のうち、社会教育に係のある事業（学校教育、社会教育関係団体、民間教育事業者等の事業など）についての経験が通算3年以上ある者2人以上を標準とする。

ウ 防火管理者の配置

配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。

(6) 指定管理料の上限額（5年間分）

6億2,356万1千円

なお、指定管理期間中に消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

(7) 指定管理料の支払方法

ア 指定管理料は、原則、前金払とする。

なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。

イ 支払は、毎月払とする。

(8) 評価基準

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

(ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

(イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

(ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

(エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

(オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目・配点

評価項目	配点
<p>【市民の平等利用を確保することができること。】</p> <p>〔評価のポイント〕</p> <p>① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。</p> <p>② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。</p>	5点
<p>【施設効用が最大限に発揮されること。】</p> <p>〔評価のポイント〕</p> <p>① 講座等の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。</p> <p>② 維持管理に関する計画が適切なものになっているか。</p> <p>③ 施設の利用促進に係る基準値が達成されるものになっているか。</p> <p>④ 少年等以外の一般利用者も含めた利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。</p>	50点
<p>【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】</p> <p>〔評価のポイント〕</p> <p>① 団体の経営は安定しているか。</p> <p>② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。</p> <p>③ 個人情報等の管理体制は適正か。</p> <p>④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。</p> <p>⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	30点
<p>【地域の活性化に貢献すること】</p> <p>〔評価のポイント〕</p> <p>① 施設が立地する地域の活性化につながるよう、地域住民・団体・関係機関との連携策が示されているか。</p> <p>② 施設が立地する地域特性と施設特性を最大限に発揮して地域の活性化につながるよう、地域情報も含めた効果的なPR方法が提案されているか。</p>	10点
<p>【管理経費の縮減】</p> <p>① 提案額が上限額を超える場合は、0点とする。</p> <p>② 提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点（5点）とする。</p> <p>③ 上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。</p> <p>〔算式〕</p> $\left[\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 5 \text{点} \right]$	5点
計	100点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 加減点項目・配点

<p>【障害者雇用率の達成】</p> <p>① 障害者雇用率が2.3%を超えて3.45%未満の場合は4点加 ② 障害者雇用率が3.45%以上で4.6%未満の場合は7点加 ③ 障害者雇用率が4.6%以上の場合は10点加 ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減</p>	<p>公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.3%→2.6%」「3.45%→3.9%」「4.6%→5.2%」と読み替える。</p>
<p>【環境問題への配慮】</p> <p>ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21を取得している場合は5点加</p>	
<p>【男女共同参画・子育て支援の推進】</p> <p>① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加</p>	
<p>【地域貢献度】</p> <p>① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加する。 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加する。</p>	
<p>上記の項目の合計得点を0.5を乗じたものを加減点項目全体の得点とする。</p>	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加減点項目は全社が当該項目に該当する場合に加減し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点する。

※ 【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加減している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加減しない。

(9) 更新制について（指定期間の延長について）

年度終了後実施する「指定管理者の業務実施状況の評価」の評価結果が指定期間（5年間）の1年目より3年連続して高評価（S又はA）となった場合で、指定期間の終了後も引き続き当該施設の管理運営を希望する場合には、1度に限り、非公募による指定管理者候補者の選定を可能とする（通算の指定期間は最長10年間）。

なお、更新後の指定期間は5年間とするが、本市が平成29年2月に公表した「広島市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設のあり方について検討した結果によっては、5年未満へ短縮する場合がある。

(10) 業務実施状況評価が低評価である場合のペナルティについて

指定期間の1年目より3年目までの間に、2年連続して業務実施状況評価が低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者候補者の公募に対する応募資格を与えないものとする。更新制の適用により、指定期間を延長した場合は、4年目から8年目までの間に2年連続して、業務実施状況評価が低評価（C又はD）となった場合は、更新後の次期指定管理者候補者の公募に対する応募資格を与えないものとする。